

大和市告示第71号

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性の高い市街地を形成し、災害に強い街づくりを推進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項の規定に基づき定めた大和市耐震改修促進計画及び住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成21年4月1日付け国住指第4984-2号国土交通省住宅局長通知）に基づき、耐震診断義務対象建築物の所有者が実施する耐震診断に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、耐震改修促進法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断義務対象建築物 要安全確認計画記載建築物であつて耐震改修促進法第7条第3号に掲げるもの（国、地方公共団体、独立行政法人等が所有するもの及び所有する部分を除く。）をいう。
- (2) 耐震診断者 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者をいう。
- (3) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断で、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき耐震診断者が行うものをいう。
- (4) 耐震判定委員会等 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震診断の結果等に関する評価、判定等を行う委員会等をいう。

(実施の範囲)

第3条 市長は、当該年度の予算の範囲内で補助を行うものとし、必要に応じて年度ごとに補助の予定件数、受付時期等を定めることができる。

(補助対象建築物)

第4条 この要綱による補助の対象となる耐震診断義務対象建築物は、次に掲げる要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による建築確認を得て建築工事に着手した建築物であること。
- (2) 耐震診断に関し、この要綱以外に定める補助金の交付決定を受けていない建築物であること。
- (3) 事前相談により、耐震診断を行うことが可能と認められるものであること。
- (4) 補助対象建築物の所有者等において市税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、大和市木造住宅耐震改修工事費等補助金交付要綱（平成20年大和市告示第88号）による補助の対象となる住宅については、この要綱の補助の対象としない。

(補助対象者)

第5条 この要綱に基づく補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 耐震診断を行う耐震診断義務対象建築物の所有者
- (2) 前号に掲げるもののほか市長がこれと同等と認める者

(事前相談)

第6条 補助対象者は、耐震診断の補助の申請をしようとするときは、あらかじめ耐震診断義務対象建築物事前相談書により市長と協議するものとする。

2 市長は、前項に規定する事前相談書の内容について、必要に応じて耐震診断者と協議することができる。

(補助金の交付申請及び通知)

第7条 補助対象者は、耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書に必要な書類を添えて、市長へ補助金の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、第4条第1項各号に定める要件を満たしているかを審査し、補助金を交付することを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、合理的な理由により補助金を交付しないことを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書にその理由を付して補助対象者に通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、速やかに耐震診断に着手するものと

する。

(補助金等の変更申請、通知等)

第9条 第7条第2項の規定による通知を受けた補助対象者は、当該通知を受けた補助金の額に変更が生じるときは、耐震診断義務対象建築物補助金変更申請書に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に補助金の額の変更を申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、変更の内容が適正であるかを審査し、承認することを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金変更決定通知書を補助対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査の結果、変更を認めないことを決定したときは、耐震診断義務対象建築物補助金変更不承認決定通知書にその理由を付して補助対象者に通知するものとする。

4 補助対象者は、補助金の額以外の事項を変更しようとするときは、耐震診断義務対象建築物事業変更届に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(耐震改修等の取下げ)

第10条 補助対象者は、第7条第2項の規定による通知を受けた耐震診断事業を取り下げようとするときは、速やかに耐震診断義務対象建築物事業取下げ届出書を市長に提出しなければならない。

(適正及び評価)

第11条 補助対象者は、耐震診断の完了時までには、耐震診断の結果について、耐震判定委員会等による評価を受けなければならない。

(完了報告等)

第12条 補助対象者は、耐震診断を完了したときは、速やかに耐震診断義務対象建築物事業完了報告書に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があったとき、その内容を確認しなければならない。

(交付金の額の通知)

第13条 市長は、前条第2項の規定により、耐震診断が適正に行われていることが確認され、かつ、補助対象者が第11条の規定による評価を受けている場合は、交付すべき補助金の額を確定し、耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助対象者は、前条の通知を受けた場合においては、通知の日以後速やかに、請求書により市長に補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(指導及び助言)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者に耐震改修等を適切に行うよう指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導の結果の報告を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、耐震診断の補助に関して、この要綱に適合していないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定による補助金の交付決定の取消しを受けた補助対象者に対し、期限を定めて、補助金の返還をさせることができる。

(補助金の額)

第18条 補助金の額は、耐震診断に要した費用に対して、6分の5を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 前項の補助金の額は、次の表に掲げる建築物の部分ごとに算定し、それぞれ面積当たりの上限額を合計した額を補助金の上限額とする。

建築物の部分	面積当たりの上限額
面積1,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり2,060円
面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の部分	1平方メートル当たり1,540円
面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり1,030円

3 前2項のほか、耐震診断に関する標準外の業務として、市長が認める追加的費用については、1,540,000円を限度として加算することができる。

(様式)

第19条 この要綱で使用する書式は別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱の一部改正)

2 大和市マンション耐震診断費補助金交付要綱(平成24年大和市告示第92号)の一部を次の

ように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱（平成27年大和市告示第 号）による補助の対象となるマンションについては、この要綱の補助金の交付の対象としない。

第17条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付要綱による補助金の交付の対象となるマンションについては、この要綱の補助の対象としない。

別表（第19条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事前相談書	第6条
第2号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付申請書	第7条
第3号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付決定通知書	第7条
第4号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金不交付決定通知書	第7条
第5号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金交付変更申請書	第9条
第6号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金変更決定通知書	第9条
第7号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金変更不承認決定通知書	第9条
第8号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業変更届	第9条
第9号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業取下げ届出書	第10条
第10号様式	大和市耐震診断義務対象建築物事業完了報告書	第12条
第11号様式	大和市耐震診断義務対象建築物補助金額確定通知書	第13条